



金 沢 市 公 報

第 2 9 2 6 号

平成30年(2018年)2月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課) 1</p> <p>○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) 1</p> <p>○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (") 1</p>	<p>ページ</p>	<p>○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の名称及び所在地の変更について (") 2</p> <p>○住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始について (衛生指導課) 2</p> <p>● 公 告</p> <p>○建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取を行うことについて (建築指導課) 2</p> <p>○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 3</p>
--	------------	--

告 示

●金沢市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	重山 長徳 金沢市二俣町イ22番地	宮村 雅好 金沢市二俣町き4番地	平成30年1月1日
北袋町会	代表者の氏名及び住所	伴 俊雄 金沢市北袋町ヲ18番地	小島 邦夫 金沢市北袋町リ54番地	平成30年1月8日

●金沢市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ伏見台薬局	金沢市伏見台2丁目7番5号	平成29年12月1日
神田まつだ薬局	金沢市新神田4丁目6番2号	平成29年12月1日
うらた歯科診療室	金沢市広岡3丁目3番70号	平成29年12月8日
A b 歯科クリニック	金沢市鳴和1丁目7番9号	平成29年12月11日

●金沢市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
神田まつた薬局	金沢市新神田4丁目6番2号	平成29年11月30日
佐野歯科医院	金沢市四十万3丁目11番地	平成29年12月20日

●金沢市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所				変 更 年 月 日
	名 称		所 在 地		
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
高田 裕之	こさか南接骨院	こさかみなみ接骨院	金沢市小坂町中304番地1	金沢市小坂町南55番地2	平成29年12月4日

●金沢市告示第38号

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第68条第2項の規定により、同条第1項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務の処理に関して石川県知事と協議し、これを処理することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 処理する事務
金沢市の区域内における住宅宿泊事業等関係行政事務
- 2 処理を開始する日
平成30年3月15日

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 意見聴取の日時
平成30年2月6日午後7時から
- 2 意見聴取の場所
金沢市無量寺町リ80番地
金沢みなと会館
- 3 意見の聴取に係る事項
工業専用地域における客船ターミナルの建築（新築）について

4 計画の概要

- (1) 計画場所 金沢市無量寺町り65番他
- (2) 主要用途 客船ターミナル
- (3) 工事種別 新築
- (4) 構 造 鉄骨造
- (5) 床面積 8,160.78㎡

5 申請者の所在地及び氏名

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県知事 谷本 正憲

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成30年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

平成30年(2018年)2月1日 印刷
平成30年(2018年)2月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄